

期 限 付 酒 類 小 売 業 免 許 届 出 書

収 受 印		整 理 番 号		※	
平 成 年 月 日		届 出 者		(住所) 〒 - (電話) 局 番	
税務署長 殿				(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) ⑩	
期限付酒類小売業免許について、次の要件を具備しているので関係書類を添付して下記のとおり届出します。 なお、臨時販売場で酒類の小売を行う期間中は、届出販売場等の要件を遵守します。					
届 出 日 の 要 件		原則として販売場を開設する日の 10 日前までに届出をするものであること。			
届 出 者 の 要 件		届出者は、酒類製造者又は酒類販売業者であること。			
届 出 販 売 場 等 の 要 件		博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（（以下「博覧会場等」という。）届出者又は届出者と密接な関係にある者が催物等の主催者として管理、運営していない場所（施設、建物等を含む。）に限る。）で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、かつ、次の要件に該当していること。 ただし、同一者による同一場所での届出は月 1 回に限る（催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である場合を除く。）。 ① 催物等の入場者の全部若しくは大多数が有料入場者である又は開催期間が 7 日以内であること。 ② 催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでないこと。 ③ 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭であること。 ④ 酒類の小売目的が、特売又は在庫処分等でないこと。 ⑤ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。 ⑥ 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。 ⑦ 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。			
記					
販 売 場 の 所 在 地		(住居表示) 東京都千代田区丸の内 2-7-2 KITTE 地下 1 階 (詳細は別添図面のとおりに)			
及 び 名 称		(名 称) 東京シティアイ パフォーマンスゾーン (電話) 03-3217 局 2054 番			
酒類販売管理者の 選 任 (予 定)		〔 役職、届出者との関係等 〕			
販売する酒類の範囲 (品目・銘柄等)		□ビール □清酒 □果実酒 □リキュール □その他 ()			
既に有している主たる酒類販売（製造）場の明細		所在地			
		名 称		所轄税務署名 税務署	
免許を受けている酒類の品目		□全酒類 □その他 ()			
臨時販売場の開設区分		展示販売会		臨時販売場の開設期間 平成 30 年 10 月 14 日から 平成 30 年 10 月 16 日まで	
※ 税 務 署 処 理 欄		入 力 年 月 日		担 当 者 印	

期限付酒類小売業免許届出書（CC1-5105）の記載要領

- 1 この届出書は、臨時に販売場を開設しようとする日の10日前までに、当該販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、期限付酒類小売業免許について届出による免許の取扱いを受けられるのは、「届出日、届出者及び届出販売場等の要件」を充足している場合に限られますので、要件に該当しないときは、この取扱いは受けられません。

- 2 「販売場の所在地及び名称」欄には、催物等の開催場所である施設、建物等の所在地及び名称を次により具体的に記載するとともに、当該施設、建物等の概要図面及び販売場の位置を記入した図面を添付してください。
 - (1) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示を記載してください。
 - (2) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。また、催物の場合には催物の名称も併せて記載してください。
- 3 「酒類販売管理者の選任(予定)」欄には、酒類販売管理者として選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 4 「販売する酒類の範囲（品目・銘柄等）」欄には、免許を受けている酒類の品目の範囲内において、販売しようとする酒類の品目等を記載してください。
- 5 「既に有している主たる酒類販売（製造）場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売（製造）場のうち主たる酒類販売（製造）場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 6 「免許を受けている酒類の品目」欄には、現に免許を取得している酒類製造場又は酒類販売場（期限付酒類小売業免許に係るものを除く。）の免許に付けられている製造又は販売する酒類の範囲の条件に係る酒類の品目を記載してください。
- 7 「臨時販売場の開設区分」欄には、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」といいます。）の区分を記載してください。
- 8 「臨時販売場の開設期間」欄には、客観的に明瞭である催物等の開催期間内における酒類の臨時販売場の開設期間又は開設期日を記載してください。
- 9 関係書類は、「酒類販売業免許等申請書類一覧（CC1-5104-2）」のe-2に定める必要書類のほか、博覧会場等において臨時販売場を開設しようとする場合には、催物等の具体的内容についてのパンフレット等（催物等の内容、開催期間、開催期日及び当該場所への入場者の入場料金等が客観的に明瞭であるもの。）を添付し、その目録を付けてください。

なお、当該一覧に定める添付書類は原則的なものであって、届出者が過去6か月程度の期間内に他の酒類販売業免許等の申請等を行っており、その際提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため関係書類の添付は特に必要がないと認めた場合は、その添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、届出前に税務署と十分相談してください。
- 10 ※印欄は記載しないでください。